

2013年11月18日 全4頁

バーゼルⅢ、G-SIBs 選定指標の開示（案）

【金融庁告示改正案】大手銀行持株会社等の開示事項に追加あり

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2013年10月23日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」（開示告示）の一部を改正する案（開示告示改正案）を公表している。
- 開示告示改正案は、2013年7月3日にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）から公表された「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）：更新された評価手法及びより高い損失吸収力」を受け、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫を対象として、G-SIBs 選定指標の開示を求める所要の改正を加えることを提案するものである。
- 国際的な合意では、G-SIBs に対する資本サーチャージは、まず2014年11月にG-SIBs として特定された銀行に対し、2016年から段階的に適用され、2019年までに完全実施されることとなっている。開示告示改正案は、G-SIBs の特定に資する情報の開示を求める内容となっている。
- 金融庁は、2013年11月8日まで開示告示改正案に対する意見を募集した。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式な開示告示を、2014年3月31日から適用する意向としている。

[目次]

- **1. はじめに** 2
- **2. G-SIBs 選定指標の開示事項** 2

1. はじめに

2013年10月23日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、一定規模を超える国際統一基準持株会社¹及び農林中央金庫を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」²（以下、「開示告示」）の一部を改正する案（以下、「開示告示改正案」）を公表している³。

開示告示改正案は、2013年7月3日にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）から公表された「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）：更新された評価手法及びより高い損失吸収力」⁴を受け、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫を対象として、G-SIBs 選定指標の開示を求める所要の改正を加えることを提案するものである。

国際的な合意では、G-SIBs に対する資本サーチャージ⁵は、まず2014年11月にG-SIBs として特定された銀行に対し、2016年から段階的に適用され、2019年までに完全実施されることとなっている⁶。開示告示改正案は、G-SIBs の特定に資する情報の開示を求める内容となっている。

金融庁は、2013年11月8日まで開示告示改正案に対する意見を募集した。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式な開示告示を、2014年3月31日から適用する意向としている。

本稿では、G-SIBs 選定指標の開示事項を簡潔に紹介する。

2. G-SIBs 選定指標の開示事項

国際統一基準持株会社及び農林中央金庫における連結会計年度の開示事項（国際統一基準持株会社については直近の2連結会計年度に係るものに限る⁷。）の大枠は、次の3点である⁸。

¹ 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社をいう。

² 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）」及び「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）」をいう。

³ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/25/kinyu/20131023-1.html>)

⁴ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p130703.htm>)

⁵ G-SIBs に対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

⁶ 金融安定理事会（FSB）ウェブサイト参照 (http://www.financialstabilityboard.org/press/pr_121031a.pdf)

⁷ 経過措置として、開示告示改正案の適用日（予定）である2014年3月31日より前に終了した連結会計年度に係る定量的な開示事項については、開示を要しないこととされている。

⁸ 国際統一基準持株会社における連結会計年度の開示事項の詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ、資本構成の開示要件」（鈴木利光）[2013年4月12日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130412_007042.html)

【連結会計年度の開示事項（国際統一基準持株会社及び農林中央金庫）】

- 自己資本の構成に関する開示事項
- 定性的な開示事項 (注)
- 定量的な開示事項

(注) 国内基準行と異なり、（自己資本比率規制に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における）連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が「自己資本の構成に関する開示事項」の項目のいずれに相当するかについての説明の開示が求められる。

(出所) 開示告示改正案より大和総研金融調査部制度調査課作成

開示告示改正案は、上記の連結会計年度の開示事項のうち、「定量的な開示事項」について、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫に対し、G-SIBs 選定指標の開示を追加で求めている。

具体的には、下記第一号の額を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが2000億ユーロを超える国際統一基準持株会社その他これに準ずるものとして金融庁長官が指定するものに係る「定量的な開示事項」、及び農林中央金庫において下記第一号の額を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが2000億ユーロを超える場合における「定量的な開示事項」には、下記の開示事項が追加されている。

【G-SIBs 選定指標の開示事項】

一. 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- イ. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関するグロス再構築コストの額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額
- ロ. レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額
- ハ. 資産の額 (注1)

ニ. オフ・バランス取引 (注2) の与信相当額

二. 金融機関等 (注3) 向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- イ. 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- ロ. 金融機関等が発行した有価証券 (注4) の保有額
- ハ. 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額 (注5)
- ニ. 金融商品市場等 (注6) によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (注5)

三. 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- イ. 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- ロ. 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額 (注 7)
- ハ. 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (注 7)

四. 発行済有価証券の時価の残高

五. 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六. 信託財産及びこれに類する資産の残高

七. 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け (注 8) の年間の合計額

八. 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九. 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

- イ. 売買目的有価証券
- ロ. その他有価証券

十. 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一. 対外与信の残高

十二. 対外債務の残高

(注 1) イ及びロに掲げるもの、普通株式等 Tier1 資本（普通出資等 Tier1 資本）に係る調整項目の額並びにその他 Tier1 資本に係る調整項目の額を除く。

(注 2) 派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。

(注 3) 金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下同様。

(注 4) 担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。以下同様。

(注 5) 法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、0 を下回らないものに限る。

(注 6) 金融商品取引法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場及び同条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同様。

(注 7) 法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、0 を上回らないものに限る。

(注 8) 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券の引受けをいう。

(出所) 開示告示改正案より大和総研金融調査部制度調査課作成

以上